

## 委員会決定留意事項の反映状況

男女共同参画機構	2
情報通信研究機構	9
酒類総合研究所	12
国立特別支援教育総合研究所	14
大学入試センター	16
国立青少年教育振興機構	17
教職員支援機構	18
家畜改良センター	21
海技教育機構	27
航空大学校	29
自動車技術総合機構	32
水資源機構	34
空港周辺整備機構	35
日本高速道路保有・債務返済機構	36
国立環境研究所	37

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和7年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【男女共同参画機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 日本各地の男女共同参画センターや民間団体、大学等ともネットワークの構築に取り組み、地域ごとの男女共同参画に係る課題の情報収集・分析を進めることを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>1 男女共同参画促進施策に係る関係者相互間の連携及び協働の促進</b></p> <p>基本計画において、男女共同参画社会の形成の促進に当たっては、関係者相互の連携・協働を図ることが重要であるとされている。</p> <p>特に、男女共同参画に関する課題やニーズは地域ごとに様々であることから、関係者が連携・協働しながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題やニーズへのきめ細かい施策・取組を進めていくことが必要である。</p> <p>そのため、センターを中心に、その他の関係者ととも地域課題を考えるワークショップを開催するなど、関係者が相互に課題やニーズを共有し、その解消に取り組む機会を創出することができるよう、機構がセンター等に対してノウハウや好事例・先進事例を共有する。(4頁～5頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体に対して調査を実施し、機構が開催する会議等によって得られたネットワークや機構からの助言を通じて得られた知見やノウハウなどを、ネットワーク構築等のセンター等の取組のために活用したと答えた割合について、中期目標期間中に80%以上の達成を目指す。</li> </ul> <p>(1) 男女共同参画センターを拠点とした連携・協働の促進</p> <p>機構は、センターを拠点とする地方公共団体における男女共同参画主管部局、商工、教育、福祉、防災等の関連部局及びその他の関係者とのネットワーク構築を支援することで、地域の実情に応じた課題解決ひいては全国的な男女共同参画の推進のための基盤づくりに取り組む。</p> <p>具体的には、男女共同参画社会の形成に関わる関係者が一堂に会し、男女共同参画に関する政府の方針や国際的な動向等の情報共有並びに参加者相互のネットワーク構築及び意見交換の場を設ける。</p> <p>また、各センター等の効果的・効率的な事業の展開に資するよう、相談支援、調査研究、事業の企画立案及び広域連携の方法等の、男女共同参画施策に関する実務に必要な知識について、地域ブロックごとに、機構及びセンター等の職員等の間で、ノウハウの提供や各地域の課題や好事例・先進事例の共有を行う実践的な情報共有及び意見交換の場を設けることにより、各地域におけるセンター等間のネットワーク構築や連携強化を</p>

図る。(5頁)

<関連する評価軸・評価指標等>  
(評価指標等)

- ・全国的な男女共同参画の推進のため、機構と男女共同参画に関わるセンター等とのネットワークの構築や連携強化を図るべく、中期目標期間中に可能な限り毎年度、全国規模の会議を開催する。
- ・全国規模の会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。
- ・地域における男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者相互間のネットワーク構築を促進するとともに、センター等が効果的・効率的に事業を実施するためのノウハウの提供や好事例・先進事例の共有を図るため、毎年度7か所のブロック会議を開催する。
- ・ブロック会議の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上から会議の内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

#### 4 男女共同参画社会の実現に向けた専門的な調査研究の実施

～(前略)～また、各地域によって、男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題は異なっており、様々な事業を効果的に展開するためには、それらについてきめ細かく把握し、的確に分析することが必要である。

そのため、機構は地域ごとの男女共同参画・女性活躍に関する現状や課題を可視化するため、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状を把握し、諸課題の解決のために効果的な取組を行えるよう、必要な統計データ等を地域別に集計・整理を行うとともに、センター等が地域における男女共同参画・女性活躍に関する現状と課題を把握するために必要な調査手法等について調査研究を実施の上、センター等に提供する。

また、センターの運営及び業務に関する現状を詳細かつ的確に把握するための調査研究を実施する。

さらに、各センター等が把握した地域の様々な課題や事業のニーズ等について、定期的に収集・整理すること等により、地域ごとにきめ細かな課題把握・分析を行い、その結果について関係者へ共有する。

調査研究で把握された現状と課題の成果は、地域における関係者間での連携促進や研修プログラムの作成等の基盤として活用する。(10頁)

<関連する評価軸・評価指標等>  
(評価指標等)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に調査研究を延べ10件以上実施する。</li> <li>・調査研究から把握された課題や実態を、将来的に情報プラットフォームにおいて共有することを視野に入れつつ、センター等へ広く共有し、センターにおける事業企画や連携についての知見を提供するとともに、機構における研修プログラムの企画・開発の資料として活用する。</li> <li>・調査研究の成果普及等に資する取組に関しては、機構の研修プログラムや外部での講師活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、分かりやすい冊子や動画にまとめて発信する。</li> </ul>
<p>○ 新法人に期待される役割を踏まえると、国立女性教育会館から継承したリソースだけでは不足することが見込まれることから、業務の具体的な範囲、重点事項や重み付けの整理を行った上で、今後の取組に係るロードマップの策定や、それに必要な人員体制等を整備することを、これらの取組の実施に係る適切な時間軸と併せて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p><b>I 政策体系における法人の位置付け及び役割</b></p> <p>&lt;中期目標期間における取組等&gt;</p> <p>～（前略）～<u>また、取組の実施の際には、業務の具体的な範囲や重点事項、重み付けの整理を行った上で、適切な時間軸を設定した中期計画期間のロードマップを策定するとともに、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努める。（3頁）</u></p> <p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>3 人事に関する計画</b></p> <p>～（前略）～<u>また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。（14～15頁）</u></p>
<p>○ 国立女性教育会館から職員が新法人へ移行することを踏まえ、役職員が、新法人のミッションを理解し、一体となって業務に取り組んでいくため、意識の醸成・共有を図るとともに、新法人の機能強化に向けて、個々の職員の更なるスキルアップ・専門性の向上を促すことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>1 内部統制の充実・強化</b></p> <p>～（前略）～<u>理事長のリーダーシップの下、機構が担う役割や課題等の情報を全役職員が共有し、役職員の使命感・モチベーションの向上に取り組む。（14頁）</u></p> <p><b>3 人事に関する計画</b></p> <p>職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。（14～15頁）</p>

<p>○ 将来的な自己収入の確保に向けて、外部連携等の取組や多様な財源確保の検討を進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><b>V 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>2 自己収入の拡大等</b></p> <p>外部連携等の取組、受託研究、寄附金や科学研究費補助金等の多様な財源確保の検討を進め、自己収入の確保に取り組む。運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、理事長のリーダーシップのもと、適切な予算配分等を行う。(14頁)</p>
<p>○ 研修者の段階に応じた研修プログラムの開発や、研修の受講状況に応じたデジタル証明書の発行等を活用することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><b>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>3 男女共同参画に関する研修プログラムの開発・充実及び研修の実施</b></p> <p>基本計画において、持続可能な地域づくりを推進するためには、様々な場面で固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画を推進し、それぞれの地方の持つ良さを生かしながら、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトしていくことが必要不可欠であるとされており、センター等が地域の拠点として男女共同参画社会の形成の促進を担う人材の育成を進めることが重要である。そのため、機構は、センター長、管理職、初任者等の階層別の研修プログラムや、男女共同参画の基礎知識や、事業（広報啓発、調査研究、相談支援等）の企画、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携、女性デジタル人材育成等について、研修プログラムを開発・実施することにより、地域の多様な課題及びニーズに応じた男女共同参画に係る事業の企画・実施における専門性向上を図る。</p> <p>また、地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上のため、各関係者向けの男女共同参画における諸課題に関する研修を開発・実施する。</p> <p>オンライン研修について、受講者の利便性を高め、多くの受講を可能とする観点から、オンデマンドでの視聴・学習を可能にする。</p> <p>また、研修の一部のコンテンツについて広く配信し、地域で男女共同参画に取り組む多くの関係者において共有を図る。</p> <p>(1) センター職員等の育成・専門性向上</p> <p>センター等の職員等の初任者を対象とした基礎的な研修の更なる充実を図る。具体的には、男女共同参画の基礎知識や関連の法制度、各センターが地域のニーズを把握するための手法、事業の企画立案及び広域連携の方法、他の関連施策分野（経済、福祉、教育、防災等）との連携方法など、着任後間もない時期に一括して学べるような研修プログラムを開発・充実し、研修を実施する。</p> <p>さらに、<u>現下の諸課題</u>に応じて研修プログラムを充実させるとともに、これらの研修を分野別及びレベル別</p>

	<p>に体系化することで、各受講者の進捗を明確化し、研修を受講する動機付けを高める観点から、研修の修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。(8～9頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt; (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標期間中に、延べ30以上の研修を実施する。</li> <li>・中期目標期間中に、研修プログラムの体系化及び受講の進捗状況の明確化についての枠組みを整備し、修了段階に応じた認定制度の創設に向けて取り組む。</li> <li>・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。</li> </ul> <p>(2) 地域の男女共同参画社会の形成の促進を担う関係者の育成・専門性向上 センター等が企業や経済団体のニーズに合った講座や助言等を効果的に行うことができるよう、<u>センター等の職員等が地域の企業や経済団体向けに活用できる、女性の採用・育成・登用や働き方改革、固定的な性別役割分担意識の解消等に関する研修プログラムを開発する。(9～10頁)</u></p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt; (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年度、研修受講者に対して、研修の波及効果等に係るアンケート調査を実施し、85%以上から研修内容が業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。</li> <li>・アンケート調査では、課題や今後の要望に関する調査も行い、必要に応じて研修等の見直しを図る。</li> </ul>
<p>○ 新法人の業務実施スタイルがハード中心からソフト中心へ転換されることを踏まえ、オンラインの利点を活かした研修や全国へのアウトリーチを進めるために、業務全体の見直し・DXに取り組み、効率的・効果的な業務方法を実現することを目標に盛り込んでどうか。また、現在も業務においてデジタル技術の活用等に取り組んでいるところ、フルリモート</p>	<p><b>IV 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>4 情報システムの適切な整備及び運用、業務処理方法の改善</b></p> <p>「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、<u>情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムやデジタル技術等を活用した業務の電子化やペーパーレス化、業務フローの見直し・事務手続きの簡素化等により業務改善を推進し、効率的・効果的な業務運営を実現する。(13頁)</u></p>

<p>による遠隔地での勤務等、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備を検討すべきではないか。</p>	<p><b>VI その他業務運営に関する重要事項</b></p> <p><b>3 人事に関する計画</b></p> <p>職員の専門性を高めるため、研修を実施するとともに、他機関が主催する研修事業への参加を促すなど研修機会を充実させる。</p> <p>また、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備について検討するとともに、<u>人事交流等や客員研究員制度の活用により、研究職員等を確保し組織の活性化を図る。</u></p> <p>また、業務の効率的・効果的な運営のため、必要に応じた柔軟な人材の配置及び登用並びに予算の確保に努め、育成方針を策定し、その取組を進める。(14~15頁)</p>
<p>○ 新法人になることで従前の「NVEC」という呼称も変更になることが想定されるため、新法人そのものの認知度向上に取り組むとともに、国立女性教育会館時代から蓄積している新法人が有するデータ・研究成果を、大学等が有効活用できるよう、効果的・継続的な情報発信に取り組むべきではないか。</p>	<p><b>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>2 男女共同参画社会の形成についての基本理念に関する広報啓発活動</b></p> <p>基本計画において、地域により男女共同参画に関する情報や取組に差があることから、住民に身近な地方公共団体その他の関係者と連携して、地域における広報啓発活動の一層の推進を図ることが必要であるとされており、機構は、男女共同参画社会の形成の促進に当たってのナショナルセンターとして、保有する資料を活用しながら、男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報啓発活動を行うとともに、センター等における資料の充実を図るため、こうした資料をセンター等に共有し、男女共同参画に関する専門的図書への市民の情報アクセスの確保及びセンター等で実施する講座や広報啓発、研修等と連動した活用を促す。</p> <p>このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報のほか、機構や関係府省、地方公共団体等の関係者の施策、事業、調査研究等の情報を幅広く取りまとめて、関係機関等と連携して分かりやすく提供し、国内外への広報啓発活動を充実・強化する。</p> <p>また、顕著な業績を残した女性や男女共同参画促進施策等に関するアーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。</p> <p>さらに、SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。</p> <p>(1) 男女共同参画・女性活躍に資する情報の提供</p> <p>男女共同参画や女性活躍について、<u>地域単位では収集困難な広域的・専門的な資料や情報を収集し、関係者において、情報を有効に活用し、男女共同参画・女性活躍の視点に立った施策の企画立案・実施につなげられるよう整理・提供する。</u>その際、センターの職員等の利用ニーズの高い資料について、機構が保有する資料をデジタル化するとともに、電子書籍の購入を優先的に進め、各センター等において広く活用できるようにする。</p>

また、収集した資料を活用して男女共同参画社会の形成の促進について国民の理解を深めるための広報啓発活動を行う。（7頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価指標等）

- ・ 中期目標期間中に延べ170か所以上のセンターや研究・教育機関等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに関する図書をパッケージ化して貸し出す。
- ・ パッケージの貸出先に対してアンケート調査を実施し、80%以上から当該サービスが業務等に効果的に活用できる内容であったなどのプラスの評価を得る。

（3）積極的な広報啓発活動の充実・強化

機構のプレゼンスを高めるため、機構の事業や取組について積極的に国民に周知し、機構としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントの下に効果的な広報啓発活動を推進する。SNSの活用により若年層や男性等を含めた関係者への広報啓発活動を充実・強化する。（8頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価指標等）

- ・ ホームページ等のアクセス件数を中期目標期間中に年間35万件以上達成する。
- ・ SNS等による情報発信について、反応数を毎年度、前年度比増とする。

【情報通信研究機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 情報通信社会の進展に伴って業務が拡大していく中で、法人全体として適切かつ計画的に業務遂行していくため、環境変化を踏まえた業務の重み付けを行った上で、時々の重点業務の状況等を踏まえつつ、常勤・有期雇用の人員体制の在り方や人材確保に向けた柔軟な人事・給与制度など職務執行の在り方を見直しながら目標策定をすべきではないか。また、研究開発法人としての様々な資源を活かしつつ、自己収入の更なる拡大に取り組むことを検討すべきではないか。</p>	<p><b>IV. 業務運営の効率化に関する事項</b></p> <p><b>1. 機動的・弾力的な資源配分</b></p> <p>NICTの役員は、研究開発の最大限の成果を確保することを目的とした国立研究開発法人制度の趣旨を踏まえ、社会情勢の変化や技術の進展のスピードに的確に対応し、適時・適切な橋渡しを含め、研究開発に係る機動的かつ弾力的な資源配分の決定を行うものとする。その際には、NICT内部で資源獲得に対する競争的な環境を醸成し、研究開発成果（研究開発成果の普及や社会実装を目指した取組実績を含む。）に対する客観的な評価に基づき、適切な資源配分を行うものとする。なお、資源配分の決定に際しては、NICTが定常的に行うべき業務や長期的に維持すべき研究開発体制（若手研究者の育成を含む。）に対して十分に配慮するものとする。（19頁）</p> <p><b>3. DXを通じた業務変革と働きやすさの向上</b></p> <p>DXを通じて、業務の電子化・自動化等による事務作業の軽減を図ることに加え、経営資源を見える化し、データに基づく意思決定を促進することにより、業務運営の効率化・合理化を進めるものとする。これにより、職員一人ひとりが創造的かつ価値ある業務に集中できる環境を整備し、柔軟で働きやすい職場とすることで、組織全体の生産性を高め、働きがいと意欲の向上を目指すものとする。（20頁）</p> <p><b>5. 組織体制の見直し</b></p> <p>今中長期の役割（ミッション）に基づき、研究開発の成果の最大化及び適正、効果的かつ効率的な業務運営の一層の確保を図るため、NICTの本部・各拠点における研究等の組織体制の不断の見直しを図るものとする。その際には、研究開発の推進スキーム、雇用形態を含む人員・推進体制の柔軟な設定及び研究者の育成・確保に留意するものとする。また、研究開発成果を最大化するための機能に係る組織の役割及びマネジメント体制を明確化することで効率的・効果的な組織運営を実現するものとする。（20～21頁）</p> <p><b>V. 財務内容の改善に関する事項</b></p> <p><b>2. 自己収入等の拡大</b></p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収</p>

	<p>意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることも踏まえ、NICT が有する施設・設備・データ等のより一層の有効活用を図るとともに、NICT の技術シーズと外部のニーズの橋渡し機能の強化及び知的財産等の戦略的な取得と活用に取り組むことにより、競争的資金や資金受入型共同研究による外部資金等の獲得と併せ、自己収入等の拡大に努めるものとする。(21 頁)</p>
<p>○ 現行中長期目標期間中に新たに予算規模の大きい基金業務が追加されたところ、複数年度にわたっての執行が前提となっていることを踏まえ、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的な執行管理に取り組むことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><b>Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p><b>4. 社会実装機能・外部連携機能等</b></p> <p><b>(2) 研究資金配分機関としての機能の強化</b></p> <p>Beyond 5G に係る我が国発の技術を確立し、その社会実装や海外展開を促進するため、総務省が策定する基金運用方針等に基づき、情報通信研究開発基金を活用して、効率的かつ効果的に研究開発等の支援を行うものとする。なお、本事項は今中長期目標期間における NICT の役割（ミッション）に大きく寄与するものであるため、【重要度：高】とする。</p> <p>その際には、NICT が社会実装・海外展開を目指した戦略的投資を推進するプロモーターとなり、目利き人材の確保・活用とともに、NICT の自主研究で培った成果・知見・ノウハウとの連携を含め、研究者や企業等との対話を通じて、市場や技術の動向、社会ニーズを踏まえた課題・テーマ設定を行うことで、長期的ビジョンの下で企業等と連携して、社会実装に向けた研究開発を推進する。なお、基金の執行に当たっては、基金のガバナンスの仕組みと体制を必要に応じて見直しながら、将来の見通しを立てつつ計画的に執行管理に取り組むものとする。(15 頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt; (評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組が Beyond 5G の社会実装・海外展開につながっているか。</li> </ul> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各研究開発プログラムの支援状況</li> <li>・ 国際標準化や知的財産取得等の活動への支援状況</li> <li>・ 各研究開発プログラムに係る研究開発マネジメントの取組状況</li> <li>・ 標準化や国内制度化の寄与件数</li> <li>・ 国内外での特許出願（・登録）件数</li> <li>・ 各研究開発プログラムの採択件数</li> <li>・ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおけるステージゲート評価において、着実に進捗してい</li> </ul>

ると認められたプロジェクト数の割合

- ・ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおいて採択された事業者の事業化に対する寄与度
- ・ 社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムにおける評価委員（※）のプログラムに対する評価

※ 情報通信審議会 情報通信技術分科会 技術戦略委員会 革新的情報通信技術プロジェクトWG を併任

【酒類総合研究所】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 業務範囲が拡大している一方で、体制自体には変化がないことを踏まえて、法人内の人的資源を有効活用し、人員体制に配慮しつつ、今後の更なるDXやAIを用いたデータ利活用等に当たっては、必要な専門人材について、内部での育成に加えて、大学・民間企業等の外部人材の活用・外部機関との連携を更に強化する形で確保することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(6) アウトリーチ活動・その他国民サービスの充実</p> <p>さらに、酒類総研は、国内唯一の酒類に関する国立研究機関であることから、酒類総研に蓄積した豊富な科学的知見について、AI等の最新技術を活用しつつ、データベースを整備しオープンサイエンスを進めるほか、共同研究の取組を充実させることなどにより、酒類に関するナショナルセンターとしての機能をより一層高めていく。</p> <p>上記取組の実施にあたっては、国内外の業界団体や大学、研究機関等との連携を推進する。(6頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt; (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果の公表、研究所講演会及び特許の出願の実施状況</li> <li>・共同研究、受託分析、醸造用微生物の分譲等への対応状況</li> <li>・学会等への支援状況</li> <li>・関係機関との連携及び研究会への講師派遣状況</li> </ul> <p>6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(2) 人材の確保・育成</p> <p>継続的に質の高い成果を得るためには多様な人材の確保・育成の取組が不可欠であることから、人材確保・育成方針を策定し、女性・若手研究者の活用を促進する。また、近年のAI技術の開発・利用の加速や、DXの推進等の社会経済情勢に対応していくためには、専門性の高い人材が求められることから、経験豊富な職員の能力を有効に活用するほか、専門性が高く、酒類総研自らでは人材育成が困難な分野については、従来のステークホルダーの枠を超えて外部機関等との連携を進めるとともに、大学・民間企業等の外部人材等を活用した研修の実施等により人材育成を図る。(9頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt; (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な人事管理の状況</li> </ul>

○ 現在も検査・分析の手数料、講習費用等の自己収入確保のための取組を実施しているところ、引き続き、将来的な自己収入の確保につながるよう、法人の有する専門性を活かした取組を進めることを目標に盛り込むことを検討してはどうか。

## 5 財務内容の改善に関する事項

### (1) 自己収入の確保等

酒類総研が保有する酒類に関する知見等を活かして自己収入の確保に努めるとともに、競争的研究資金等の獲得や知的財産マネジメントに取り組む等の経営努力を行う。運営費交付金を充当して行う事業については、「4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した第6期中期目標の期間の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

なお、手数料等負担を求める業務については、第5期中期目標の期間中の増額等を踏まえ、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、受益者の負担が応分となるよう適宜に見直しを行う。(7～8頁)

### <関連する評価軸・評価指標等>

(評価指標等)

- ・競争的資金の獲得等、自己収入の確保状況

【国立特別支援教育総合研究所】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人に求められる役割の一つとして、地域における特別支援教育の推進に中核的な役割を果たす教職員等の研修参加を通じて、各学校現場の教職員等の意識、行動変容につなげることとされているところ、当該役割を果たすための法人の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を主務省と法人において設定すべきではないか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援</p> <p>(1) 国の政策的課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上</p> <p>(略) 研修の実施に当たっては、研究活動と有機的な関連を図り、研究成果等の最新の知見が教育現場に還元されるようにすること。特に、次期学習指導要領の着実な実践に寄与する研修をはじめ、国の特別支援教育に関する政策動向を踏まえた研修を実施するとともに、教育委員会・受講者等の意見も踏まえながら不断にカリキュラム等の見直しを行うこと。その際、<u>研修受講者により研修で得られた成果が各学校や地域に還元されているか、その状況を把握し、研修内容の更なる充実を図るなど、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。</u></p> <p>(略) また、教師自身が、探求心を持ち、自立的に学び続ける姿勢を確立するため、<u>研修観の転換を通じて教育現場における学習観の転換に寄与することが重要であり、研修受講者が、持続的・自立的指導者として、研修で得られた成果を各学校や地域に確実に還元できるように、還元内容・方法の具体化を支援するなど、受講者の主体性を促す工夫をすること。</u> (8頁)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>専門研修受講者に対して調査を実施し、研修終了後における、①自分自身の指導力向上や授業改善等の実現状況について 90.0%以上、②他の教師への指導・助言や波及効果の実現状況について 80.0%、③学校全体への影響や組織的対応等の実現状況について 60.0%、④地域の学校や地域への成果等の実現状況について 50.0%以上の達成を図る。</u></li> </ul>
<p>○ 施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討及びその実施について、適切な時間軸を設定して実施の目的について目標に盛り込み、着実に進めるべきではないか。</p>	<p>V 財務内容の改善に関する事項</p> <p>2. 保有財産の見直し</p> <p>保有財産について、利用実績等を的確に把握するほか、他の法人の動向も踏まえて主務省ともよく協議し、<u>その保有の必要性について不断の見直しを行うこととし、今期中に、専門家の知見も踏まえながら、今後の見通しについて整理すること。結論を得たものから順次実行に向けて主務省ともよく協議し、具体的な時期については年度計画等において明らかにすること。</u> (13頁)</p>
<p>○ 通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることを踏まえ、教職員支援機構とのオンライン研修プラットフォームの共有や民間企業等との共同研究による教材支援機器等の開発等における関係機関等との連携等を含め、限られたリソースの中で効</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献</p> <p>(1) 柔軟かつ機動的に対応できる体制構築</p> <p>多様な課題に柔軟かつ機動的に対応した研究を実施するため、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)上の研究開発法人として、<u>筑波大学附属久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校及び小・中・高等学校等やその設置者との連携に加え、多様な</u></p>

率的に法人の役割を最大限に果たすための取組や体制構築を更に進めるべきではないか。

障害領域の研究者を配置している大学、特別支援教育分野内外の研究機関や民間企業との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、限られたリソースの中、外部の知見も活用して研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。（5頁）

**【指標】**

- ・第6期中期目標期間中に連携協定締結機関と新たに共同研究を3件以上実施し、また、それ以外の他機関との共同の研究を1件以上実施する。
- ・実施する全ての研究課題において、学校、教育委員会、大学、研究機関、企業等関係機関からの参画を得ることとし、毎年1課題平均3機関以上からの参加を確保する。

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成及び特別支援教育に係る全ての教師の専門性向上支援

(2) 各都道府県等が実施する教師の資質向上に関わる支援

(略) また、各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、幅広い教師の資質向上につながる多様な学びの場に対応した配信型講義コンテンツの充実を図ること。併せて、全国の教職員に対する総合的支援を行う教職員支援機構との連携を通じ、こうした配信型講義コンテンツについて裾野の広い普及に努めること。（9頁）

**【指標】**

- ・特別支援教育の推進を図るため、配信型講義コンテンツ掲載プラットフォームについて小・中・高等学校からの登録者数を3万人以上とする。

【大学入試センター】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 受験者数の減少という外部環境の大きな変化の中で、大学入学共通テストを始めとした法人の今後の活動を高度化するための検討体制を整備し、継続的に検討を重ねていくことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 大学入学志願者に対し大学が共同して実施することとする試験</p> <p>(2) 共通テストの円滑な実施</p> <p>(略) また、今後、少子化により志願者の人数が大きく減少することが見込まれる中、現在の実施体制等に関して各地域においても様々な論点が生じてきていることも踏まえ、<u>必要な体制を整備し、今後の実施運営の方法の在り方や業務の効率化・高度化について、継続的に検討を進める。</u> (3頁)</p>

【国立青少年教育振興機構】

留意事項	対応する目標案
<p>① 「国立青少年教育施設の振興方策について（報告書）」（令和7年8月 国立青少年教育施設の振興方策に関する検討会）において言及されている以下の各事項について、主務省と法人において速やかに検討を進め、今後の対応方針の結論を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化や再編などの機能別分化に向けた検討を進めること。</li> <li>・ 上記の検討を速やかに着手し、結論が出た施設から順次、機能強化や縮小・再編の取組を進め、遅くとも、次期中期目標期間中には全ての施設の在り方について、具体的な結論を得ること。</li> </ul> <p>② 上記の次期中期目標期間中に全ての施設の在り方について具体的な結論を得ることを含め、次期中期目標期間中に実施する内容、体制、期限等を明確化し、これらの内容を目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5. 健全な組織経営</p> <p>(1) 機能別分化・再編等の実施</p> <p>ナショナルセンターとしての機能を効果的に発揮するため、日本全体のバランスや人口動態、自然環境等の特徴、施設へのアクセスなどを踏まえて、拠点機能を担う国立施設（以下「拠点施設」という。）を一定のエリアごとに特定する。また、<u>施設の数・規模や宿泊定員の見直し、機能の適正化などの機能別分化や再編に関する検討を進め、結論が出た国立施設から順次、機能強化や、統廃合を含む縮小・再編の取組を進める。併せて、国立施設の健全な経営を総合的・戦略的に進めるため、「機能強化・統廃合計画（案）」（仮称）を令和10年度末までに策定し、中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方について、具体的な結論を得る。</u>これらの検討を行うための体制を整備する。（10～11頁）</p> <p>（達成水準）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和10年度末までに「機能強化・統廃合計画（案）」の策定</li> <li>○ 中期目標の最終年度までに全ての国立施設の在り方の具体的計画の策定</li> </ul>

【教職員支援機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人に求められる役割の一つとして、地域における中核的な役割を果たす教職員等の研修参加を通じて、各学校現場の教職員等の意識、行動変容につなげることとされているところ、当該役割を果たすための法人の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を主務省と法人において設定すべきではないか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修</p> <p>(2) 質の高い研修を実施するための取組          (略)研修の企画に際しては、関係機関及び大学等との連携及び教職員研修に関する調査研究等を通じて内容の深まりを図るとともに、<u>全国的な研修観の転換及び研修の発展にも繋げる。</u>特に、(1) i 及び ii の研修の評価・改善について、中期目標期間を通して検討を行い、評価の在り方について一定の仮説を持つものとする。また、<u>研修実施によって発現した効果を適切に把握する観点から、(1) iii の研修参加者による各地域への波及効果をモニタリングする。</u>(3～4頁)</p> <p>(3) 各研修における目標(成果)の達成状況を測るための指標          研修全般において、調査研究の成果や関係機関との連携を通じて、教職員研修における学びの深まりを推進し、研修機能の強化を図る。</p> <p>各研修における目標(成果)の達成状況を測るための指標については、以下に掲げるような方法を基本として研修ごとに定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。</p> <p>① 上記(1) i～iiiの研修については、参加者に対して、研修終了後に研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、95%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得るほか、80%以上から「大変有意義であった」の最高評価を得る。</p> <p>② 上記(1) i、iiの研修については、参加者に対して、研修終了後、1年程度の期間内に研修における学びが自身の教育実践(教育活動等)の質の向上に寄与したかについてアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修の学びが自身の教育実践の質の向上につながった」などのプラスの評価を得る。また、「研修観の転換」を通じて学校現場における「学習観の転換」への寄与を図るという観点から、学校からの参加者に関しては、<u>85%以上から「機構での研修の学びが勤務校の教職員の教育実践の質の向上につながった」などのプラスの評価を得る。</u></p> <p>③ 上記(1) iiiの研修については、参加者に対して、研修終了後、<u>1年程度の期間内に研修成果の活用状況(研修企画、研修講師、他校訪問等)についてのアンケート調査等を実施し、85%以上から「機構での研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</u>また、学校からの参加者に対しては、<u>校内研修等(勤務校において開催する研修会、随時行われる勉強会及び教職員会議等の定例会議等における発表等)への活用状況について、60%以上から「機構での研修成果を校内研修等に効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。</u></p> <p>上記①～③の調査等において、目標値を下回った場合には、研修の廃止を含めた見直し等の措置を講じ</p>

	<p>る。また、機構の取組を適切に評価できる指標や効果測定に必要な情報を得るための適切な手法を文部科学省と連携しながら今後も必要に応じて見直すものとする。(4～5頁)</p>
<p>○ 施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討及びその実施について、適切な時間軸を設定して実施の目途について目標に盛り込み、着実に進めるべきではないか。</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 中長期的視点に立った施設・設備等の整備管理の実施</p> <p>(1) 施設・設備については、老朽化・防災対策及び研修環境のDX化等、中長期的視点に立った計画的な整備を推進する。あわせて、<u>他の法人の動向も踏まえて主務省ともよく協議し、施設の必要性やその維持管理及び更新に伴うメリット・デメリットを踏まえた将来的な方向性の検討を行う。</u>このほか、中央教育審議会における議論の状況も踏まえ、<u>結論を得たものから順次実行に移す。</u>具体的な時期については年度計画等において明らかにする。(10頁)</p>
<p>○ 今後の中央教育審議会の議論を踏まえた法人の機能強化を進めるため、国立特別支援教育総合研究所とのオンライン研修プラットフォームの共有や研修コンテンツ作成等における大学を含む多様な機関との連携等を含め、限られたリソースの中で効率的に法人の役割を最大限に果たすための取組や体制構築を更に進めるべきではないか。</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修</p> <p>(2) 質の高い研修を実施するための取組</p> <p>研修の実施に当たっては、第6期中期目標期間における「研修観の転換」に向けた検討の過程を踏まえながら、教職員研修の在り方を問い続けていく。個々の研修内容等について、国の教育政策の方向性や地方自治体等の研修ニーズ等を把握し反映させつつ、参加者の中に「豊かな気付き」が醸成される、参加者を主語とした研修の実施が可能となるよう、研修の構築及び見直しを続ける。また、<u>限られたリソースの中で法人の役割を最大限に発揮するため、教育委員会、教育（研修）センター等との連携を強化し、教育委員会や大学等との人事交流やNITSフェロー等の外部人材を活用するなど体制の充実を図る。</u>(3頁)</p> <p>3. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>(2) 学校教育関係職員を対象とした研修の充実のための援助</p> <p>② 研修環境の充実</p> <p>全国教員研修プラットフォーム(Plant)の運用において、国立特別支援教育総合研究所や大学等とも連携しながら、<u>教職員の資質向上に資する研修コンテンツの充実を図り、これらをPlantに掲載することにより、様々な研修等の情報を円滑に提供する等、限られたリソースの中で法人の役割を最大限に発揮するための体制整備を進める。</u>また、効果的な研修の実施に資する環境整備の在り方について検討・試行し、情報を発信する。(7頁)</p> <p>4. 学校教育関係職員が職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及</p> <p>教職員に対する総合的支援を行う全国拠点として、養成・採用・研修の改革に資する専門的・実践的な調査研究を計画的に行うこととし中期目標期間中に3件程度実施する。</p> <p>教職員の資質向上に係る緊急度の高い課題を調査研究テーマとし、機構の研修事業をはじめとした各種の事業との有機的連携を強化するものとする。また、<u>限られたリソースの中で法人の役割を最大限に</u></p>

発揮するため、教育委員会、教育（研修）センター、教職大学院等との連携を強化し調査研究を円滑に実施するための体制の充実を図る。

特に、「研修観の転換」に資する研修の在り方及び研修の評価の在り方については、研修事業と連携しつつ、組織的な取組として調査研究を実施する。

調査研究の成果については、機構の研修事業をはじめとした各種の事業に適切に還元させるとともに、文部科学省等と連携しながら調査研究の成果の普及を図るものとする。当該成果を把握するため、都道府県市教育センター等が実施する研修の変容等についての調査を行い、対話やリフレクションの充実など、より研修参加者を主語とする研修（学ぶ側が自ら考え深める研修）への工夫・改善が行われているかを把握する。（8頁）

【家畜改良センター】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。</p> <p>特に人材・体制に関しては、法人は、獣医師を始めとする専門人材だけではなく事務職も含めた人材確保が課題である中、より効率的な業務体制の構築のため、DXを強力的に推進することを目標に盛り込んでどうか。</p> <p>その際、DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 家畜改良増殖法等に基づく事務  <u>今後とも法の適正な執行に貢献できるよう、センターの持つ技術・知見・人材を活用し、種畜検査におけるデジタル受検の推進も含めこれら検査等の適正な実施に取り組む。</u>（13頁）</p> <p>7 センターの人材・資源を活用した支援・援助          これまでセンターでは、地震や台風等の大規模な自然災害、豚熱や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染性疾病が発生した場合、被害のあった地域等の畜産の復旧・復興に向けた支援・援助を実施してきたところである。  <u>今後とも、災害等が発生した場合において、農林水産省、都道府県等からの要請等に応じて、センターの持つ技術・知見・人材、家畜などの資源を活用した支援等について、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。</u>          また、外部からの試験研究に関する協力依頼等の作業受託についても、通常業務に支障が生じない範囲で、積極的に対応することとする。</p> <p>（1）外部からの要請に応じた支援・援助  <u>併せて、緊急時における支援を円滑に行うため、情報を速やかに伝達・共有できるよう連絡体制を維持する。</u>（略）  <u>都道府県等による家畜人工授精師講習会（豚）の開催頻度が大きく減少し、生産者から講習会の開催を求める声大きいことから、都道府県等による家畜人工授精師講習会の開催に向けた援助・協力依頼を受けた場合やセンターの家畜や施設等を活用した支援等の協力依頼を受けた場合には、防疫措置等を考慮した上で、業務に支障のない範囲で積極的に対応する。</u>（16頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;          ○農林水産省又は都道府県からの人員派遣要請に対する対応実績          ○センター内における情報の速やかな伝達・共有に関する取組状況          ○飼養管理の改善や家畜衛生に関する調査等に資するような、都道府県、大学、民間等からの協力依頼への対応実績</p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 業務運営の改善          業務運営の改善を推進するため、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）等を踏まえ、情報システム導入・更新時における業務の見直し及びネット会議システムの活用による業務の効率化に取り組むこととする。          情報システムの整備及び管理については、情報システムを統括的にマネジメントするPMO体制のもと、デ</p>

	<p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応するとともに、<u>主務省等と連携の上、人材の確保・育成について検討する。また、ネットワークシステムのクラウド化の整備を行う等より効率的な業務体制の構築を含め、デジタル化を推進する。</u>（18頁）</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>法令等を遵守しつつ適正に業務を行い、センターに期待される役割を適正に果たしていくため、「<u>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について</u>」（平成26年11月28日付け総管査第322号総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するとともに、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、<u>各役員の担当業務、権限及び責任を明確にし、役員による迅速かつ適正な意志決定が行われるよう、各業務に関する進行管理による十分な情報共有に取り組むこととする。</u></p> <p>また、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、令和8年6月頃に内部統制監視委員会で審議される内部統制推進計画に基づく取組を実行することとする。</p> <p>さらに、業務運営（総務事務を含む。）の横断的な点検を行うため、監事による監査を計画的に実施することとする。（20頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○内部統制監視委員会の開催実績</li> <li>○各場に対する監事監査の実施実績</li> <li>○eラーニング等による、法令等遵守に係る職員教育の実施実績</li> </ul> <p>2 人材の確保・育成</p> <p>人事評価を通じて職員個々の能力や実績等を適正に把握し<u>適材適所の人事配置を推進することにより、職員の意欲向上を図るとともに、国際学会での発表や留学等を通じ海外の技術革新と競争できる技術力を持った人材育成に取り組むこととする。</u></p> <p>また、情報セキュリティ対策やデジタル化をはじめとした高い専門性を持つ人材の確保のための採用試験の実施や、人材の確保・育成に関する方針を定めた関連規程に基づく、法人内資格制度を活用した飼養管理技術等の高度化、<u>農林水産省や他の独立行政法人等と連携の上、人事交流や研修等を行うことにより必要な人材の育成を図るとともに、「独立行政法人等における女性の登用推進について」（平成26年3月28日付け閣総第175号及び府共第211号内閣官房内閣総務官、内閣府男女共同参画局長通知）を踏まえ、女性登用に向け取り組むこととする。</u>（20頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人材確保に係る人事評価、農林水産省等との人事交流、職員採用に係る独自試験の実施実績</li> <li>○人材育成に係る職員研修、内部資格制度に係る試験の実施実績</li> <li>○女性職員の登用実績</li> </ul>
<p>○ 主務省と連携して技術開発の成果の社会実装に向けた取組や、エンドユーザー（畜産団体、畜産農家等）への情報発信の</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 全国的な改良の推進</p> <p>今後とも、我が国における全国的な家畜改良を推進するため、<u>国産遺伝資源や希少系統を活用した種畜・</u></p>

強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

また、法人の取組やその重要性に関して戦略的な広報の強化を行うことを目標に盛り込んではどうか。

さらに、そうした活動が安定的に実施できる体制を整備することを目標に盛り込んではどうか。

種きんの改良や、遺伝的能力評価の実施、畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供及び多様な遺伝資源の確保・活用に取り組む。（4頁）

#### （2）遺伝的能力評価等の実施・情報提供

民間団体等が取りまとめた泌乳形質や産肉形質等の改良に資する国内のデータをなるべく多く活用して、遺伝的能力評価を行い、その結果の提供・公表に取り組むこととする。

その際、ゲノミック評価をはじめとした遺伝的能力評価の実施に当たっては、より精度を高めることができるよう、必要に応じて評価手法の改善等に取り組むこととする。

加えて、畜種毎の課題に対応した情報の分析を行い、全国や地域ごとの乳量、繁殖性、脂肪交雑など主要な形質の遺伝的能力の推移や飼料利用性など新たな形質等改良に必要な情報提供に取り組むこととする。

（6頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

○乳用牛、肉用牛及び豚について、遺伝的能力評価の実施と、その結果等の提供・公表に関する取組状況（第5中期目標期間の実績（乳用牛17回/年、肉用牛5回/年、豚8回/年公表）を踏まえ、実績に合わせて結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供）

○畜種ごとの課題に対応した情報の分析・提供に関する取組状況

（乳用牛、肉用牛及び豚について、それぞれ1回/年以上分析し、結果をセンターのホームページへの掲載等により公表・提供）

#### 2 飼養管理の改善等への取組

今後とも、省力化機器の活用等によるスマート畜産に資するノウハウや、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術をはじめとした持続可能性に配慮した畜産物生産に資するノウハウ、家畜衛生管理に資するノウハウを活用した飼養管理の改善等への取組により、これまでに培われた飼養管理や家畜衛生管理に係る技術情報の提供に取り組む。

#### （1）持続可能性に配慮した飼養管理の普及

持続可能性の観点から、農場段階でのHACCP等の考え方に基づいた飼養管理を進めるとともに、省力化機器の活用等によるスマート畜産の実践・実証、生産性の向上や安全な畜産物の生産にもつながるアニマルウェルフェアにかかるノウハウ等について、調査・情報提供に取り組むこととする。（7頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

○搾乳牛や肉用牛の省力的かつ効率的な飼養管理のデータを収集、蓄積した上、生産現場の省力管理に資するノウハウの情報提供に関する取組

○鶏の喧噪性等を低減させる改良手法等に関する調査・検討、始原生殖細胞（PGCs）の復元技術も含めた保存等技術の習得及びこれらに関する情報提供への取組状況

○食品安全、環境保全、労働安全、アニマルウェルフェア、新たな飼養管理技術や持続的な畜産物生産を推進するための生産者や指導者に向けた技術指導及び情報提供（それぞれ年1回以上実施）

#### （2）家畜衛生管理の改善

国内における家畜衛生管理の改善に寄与するため、野生動物からの家畜伝染性疾病の感染防止対策も含めた農場の防疫強化、家畜衛生管理に資するノウハウについて情報提供に取り組むこととする。  
また、都道府県等が行う防疫演習への参加・協力、国や大学が行う家畜衛生管理に関する調査研究への協力等については、積極的に対応することとする。（8頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

○家畜衛生管理の改善に資するノウハウの情報提供に関する取組状況

（第5中期目標期間の実績（36回/年）を踏まえ、概ね年に30回以上の研修会やホームページ等を通じた情報提供）

○家畜衛生管理に関する関係機関との連携協力に関する取組状況

### 3 飼料作物種苗の増殖・検査等

今後とも、優良品種の早期普及を図るため、センターが持つ厳格な栽培管理技術や高度な収穫調製技術を駆使し、飼料作物種苗の増殖に取り組む。（8頁）

#### （2）飼料作物の優良品種の普及支援

国内育成優良品種の早期普及に向け、実証展示ほの設置や栽培管理に関するノウハウの情報発信を行うとともに、地域適応性等に関する検定試験等を実施し、関係機関等へのデータ提供等に取り組むこととする。

また、畜産農家等の生産者へ飼料作物種苗の販売を行う民間種苗会社等に対する種子の検査精度向上のための発芽率や純度分析に関する技術指導に取り組む。（9項）

<関連する評価軸・評価指標等>

○国内育成優良品種を活用した効率的な粗飼料生産技術の実証展示等に関する取組状況

（20か所程度の実証展示ほの設置及び設置への協力を行うとともに、ホームページ等を通じた情報提供を行う）

○自家生産しない稲わらやヘイキューブ等を除いた粗飼料自給率

### 4 調査・研究及び講習・指導

今後とも家畜改良増殖目標等の達成に向け、有用形質に係る遺伝子等の解析、牛受精卵段階での能力評価技術の開発、食肉の食味に関する客観的評価手法の開発、衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵移植関連技術の開発等に取り組むとともに、これらセンターが取り組む調査・研究の成果等の適正なマネジメント及び社会実装に取り組む。また、講習・指導については、調査・研究の成果やセンターが持つ技術の普及を図るため、行政や関係機関と連携し、国、都道府県、関係団体及び農業従事者を対象とした飼養管理や飼料生産に関する技術研修会等の開催を通じ、情報発信の強化に取り組む。（10頁）

#### （3）豚の受精卵移植関連技術の開発及び牛の繁殖性の向上

衛生面の確保を図りながら改良素材の広域利用に資する豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に取り組むこととする。牛については分娩間隔の短縮等の繁殖性向上に取り組むこととする。

<関連する評価軸・評価指標等>

- 豚の受精卵供給を促進するための関連技術の開発に関する取組状況
- 牛の分娩間隔の短縮に資する繁殖性向上に関する取組状況

#### (4) 知財マネジメントの強化

センターが取り組む調査・研究の成果については、成果の権利化又は公知化や、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等をはじめ、適正な方法を採用しつつ、成果を活用する見込みがある事業者等への情報提供に積極的に取り組むこととする。 (11 頁)

#### <関連する評価軸・評価指標等>

○調査・研究に関する業務の推進に当たり、成果の権利化又は公知化、権利化後の特許の開放又は独占的な実施許諾等知財のマネジメント方針に基づく取組状況

#### (5) 講習・指導及び広報

生産現場への普及・定着が望まれる畜産技術や、アニマルウェルフェアの考え方に基づいた飼養管理等の行政課題の解決に向けた講習を開催するとともに、研修受講者の理解度が高まるよう、研修内容を充実しつつ、指導に取り組むこととする。

併せて、センターの取組や重要性が十分に認知されているとは言い難いことから、講習・指導を含むこれらの取組について、センター内の横断的な連絡体制の整備など安定的に実施できる体制を検討するとともに、行政や関係機関と連携しつつ、全国規模の催事等への積極的な出展など戦略的な広報に取り組む。

以上の取組を通じて、センターで得られた知見や技術の社会実装に資する取組について情報発信を強化する。 (12 頁)

#### <関連する評価軸・評価指標等>

○中央畜産技術研修、個別研修、海外協力研修について、研修受講者の理解度及び満足度が高まるよう、研修内容の充実等に関する取組状況

(研修内容について、満足度については概ね 80%以上、理解度については概ね 80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(研修会後のアンケート調査により把握)。また、前年度のアンケートを踏まえた改善策の実施状況。)

○家畜人工授精師免許(馬・めん羊・山羊)の取得に係る講習会や、そのほか必要に応じた講習会等の開催(講習内容の満足度については概ね 80%以上、理解度については概ね 80%以上あるいは受講前から相当程度向上すること(講習会後のアンケート調査等により把握)。)

#### 6 牛トレーサビリティ法に基づく事務

センターの技術・知見・人材を活用し、牛トレーサビリティ法に基づき、牛個体識別台帳や牛の出生等の届出並びに個体識別番号の決定及び通知に係る事務等を適正に実施するとともに、牛個体識別システムの利用者の利便性を高めるため、情報セキュリティ対策の強化を含む、従来の牛個体識別システムの改善等に取り組む。また、全国版畜産クラウド及びその利用者の要望に応じたデータを安定的かつ機動的に提供を行い、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。 (14 頁)

#### (2) 利用者ニーズ等を踏まえたシステムの開発・改修等の実施

生産者、流通業者等の多様なニーズ等を踏まえ、全国版畜産クラウド及びその牛個体識別情報の利用者の利便性の向上、安定的なデータ提供のための機能の強化、情報セキュリティ対策の強化を含む、牛個体識別システムの改善等に取り組み、牛個体識別番号を基幹情報とする畜産経営における家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化等に貢献する。（15 頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

- 牛個体識別システムの利便性向上に向けた改善等に関する取組状況
- 牛個体識別システムの情報セキュリティ対策(システム開発・改修時の仕様等)の取組状況

(3) 牛個体識別に関するデータの活用

行政施策や各種制度の適正な執行、畜産経営の高度化、畜産物の適正な流通等に資するため、個人情報の管理を適正に実施の上、牛個体識別台帳に蓄積されたデータの有効活用を図る。（15 頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

- 牛個体識別データの情報提供等に関する取組状況

第5 財務内容の改善に関する事項

2 自己収入の確保

自己収入の確保に当たっては、行政や関係機関と連携しつつ、事務及び事業の実施に伴い発生する畜産物等の販売、受託研究等の外部研究資金の獲得、センターが提供するデータの利用料見直しなどの受益者負担の適正化を含めた新たな財源の確保等により取組を進める。（18 頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

- 毎年度の自己収入額の実績

【海技教育機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 検討会の議論を踏まえ、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら、実習で利用する船舶に関し、採用船社との分担を踏まえた法人の果たすべき役割や財務基盤の安定化等に向けた具体的な取組について、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 海技教育の実施</p> <p>(1) 新人船員養成</p> <p><u>機構が学校での座学及び乗船実習期間の前半における練習船での基礎的な教育訓練を担った上で、乗船実習期間の後半においては船社における実務に即した社船実習で対応できるよう環境を整え、採用船社との役割分担を進める。</u>また、学校運営や練習船隊のあり方の見直しや、下記「第6 その他業務運営に関する重要事項」で示すとおり、教員（教官）・乗組員の確保を進めるとともに、下記「第5 財務内容の改善に関する事項」で示すとおり、海運業界等の関係者と協力して財務基盤の安定化を図るなど、養成基盤の強化に取り組む。これらの業務の見直しに当たっては、学校運営のあり方と練習船隊のあり方は密接に関係しているところ、学校教育部門と航海訓練部門が連携して取り組む必要がある。（4頁）</p> <p>② 練習船隊のあり方</p> <p>(a) 採用船社との役割分担</p> <p>従来、機構が乗船実習において行ってきた一連の訓練のうち基礎的な訓練については、<u>実習期間の前半に機構の練習船で行い、実習期間の後半においては、採用船社が実践的な訓練を社船で行うことができるよう、乗船実習のカリキュラムの見直しやマニュアル・教材等を整備し、両者の強みを活かした、効率的かつ効果的な訓練を行う。</u></p> <p>また、当該社船実習を普及・拡大させることにより、練習船の余席を確保し、多科・多人数配乗の改善など質の高い訓練環境を創出するとともに、新たな養成ニーズに対応するなど余席を効果的に活用する。（5頁）</p> <p>（指標の考え方） （指標） （注）採用船社との役割分担を含めた、新人船員養成全体に係る評価である。</p> <p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>2. 自己収入の確保・効率的活用</p> <p>上記「第4 業務運営の効率化に関する事項」に示した効率的な業務運営体制の確立に向けた経営努力に加え、機構による船員養成をより充実させる観点から、<u>入学金、授業料、航海訓練料の水準を見直すとともに、海運事業者等からの協力金を募るなど、関係者の理解と協力を得て、前中期目標期間実績を安定的に上回る自己収入の確保に取り組むことで財務基盤の安定化を図る。</u>その際、自己収入の性質に応じて何の運営経費に充当されるかを明示することで、関係者の負担がどのように裨益に繋がるのかが明確な、透明性及び公平性の高い運用を徹底する。なお、授業料等の見直しは、入学志願者の経済状況に応じた支援の拡充と併せて行う。</p> <p>また、経営努力認定制度を活用し、独自財源の確保に努める。 （前中期目標期間実績*：令和6年度事業報告 1,366百万円）（15頁）</p>

<p>○ 応募者が減少する中で、入学者募集のための広報活動は非常に重要であることから、入学者の意向等を踏まえた広報活動の実施について目標に盛り込むとともに、主務省において検討の上、当該広報活動の成果（アウトカム）について指標を設定すべきではないか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 成果の普及・活用促進</p> <p>(1) 「船員」という職業に対する国民の理解増進と入学志願者の確保</p> <p>関係機関とも必要に応じて連携し、学校施設及び練習船を活用した海事広報並びに SNS をはじめとする ICT（情報通信技術）を活用した情報発信と、学校の募集活動を有機的に連携させた取組を行うことで、「船員」という職業に対する国民の理解を深めるとともに、潜在層の船員志向性を高め、幅広い分野から、海上技術短期大学校等の入学志願者の確保に結び付ける。また、<u>入学志願者に対してこれらの取組に対する意向・評価等を確認し、海事広報及び募集活動へのフィードバックを行い、より効果的な取組となるよう不断に見直す。</u>（11 頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指針等&gt;</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上技術短期大学校及び海技大学校（登録船舶職員養成施設の課程のうち、第一種養成施設に区分され、かつ、入学時において、海運会社に雇用（雇用の見込みを含む。）されていない者を対象とするものに限る。）の入学志願者は、<u>本中期目標期間の最終年度において募集定員の 1.5 倍以上とする。</u>（新規設定） （令和 7 年度入学者の実績：1.37 倍）</li> </ul> <p>【指標の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上技術短期大学校の入学志願者については、入学者が募集定員を充足していた第 4 期目標期間の期首における水準（令和 3 年度 1.69 倍、令和 4 年度 1.42 倍）を考慮し、募集定員の 1.5 倍以上を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。</li> <li>海技大学校の入学志願者については、新設の課程も含まれるところ、海上技術短期大学校と同水準を目指すとの考えに基づき目標値を設定した。</li> </ul> <p>【困難度：高】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海上技術短期大学校及び海技大学校の入学志願者を募集定員の 1.5 倍以上とすることは、少子化が急速に進む中で、第 4 期目標期間以降、短期間のうちに減少した入学志願者を、従前の水準まで戻すチャレンジ的な目標である。これらの目標の達成に向けては、機構単独の取組のみならず、「海技人材の確保のあり方に関する検討会」において方向性が示されたとおり、関係機関の取組に協力して、「船員」や「船員の仕事」のイメージの再構築を図るなど、その達成には相当の努力を必要とするほか、下記第 5 の 2 において示す授業料等の引き上げなどが影響を与えるおそれがあるため。</li> </ul>

【航空大学校】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 多様な人材を受け入れつつ、パイロットを安定的に供給していくためにも訓練遅延の解消や施設の老朽化対策等が急務であることから、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取りながら、検討部会等の議論を踏まえた具体的な取組について目標に盛り込んでいただく。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成する業務等を実施する。</p> <p><u>安全確保を大前提に、令和10年度目途の待機学生の解消を目指して取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出する。</u></p> <p>なお、訓練遅延の早期解消等の大きな課題を抱える中で、取組を実施するにあたっては、<u>国においても必要な予算の確保や体制面での協力が不可欠であるため、国と大学校が十分にコミュニケーションを取りながら、密に連携を図ることが重要である。</u></p> <p>また、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（令和6年11月26日改定）における「一定の事業等のまとめり」は、航空機操縦士養成事業とし、本章（1）から（4）により業務を実施する。（2頁）</p> <p>（1）航空安全に係る教育等の充実</p> <p>航空事故・重大インシデントの発生を未然に防止することは、航空安全行政の重要な課題であり、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を目標に、大学校において以下の事項を行うとともに、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直しを行う等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ、安全運航の確保を図る。（3頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>（評価軸・評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空事故・重大インシデントの発生件数を各年度とも0件</li> </ul> <p>（2）待機学生の早期解消や安定養成に向けた取組</p> <p>① 待機学生の早期解消</p> <p><u>航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、令和10年度目途の待機学生解消を目指すために、以下を含めた施策に取り組む。</u></p> <p>② 恒常的な安定養成</p> <p><u>待機学生の解消後も毎年100名規模の安定養成を継続し、訓練遅延の発生を防止するために、以下に示す養成事業の効率化を実施する。</u>（4頁）</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>（評価軸・評価指標等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 待機学生の解消後は毎年100名規模の安定</li> </ul> <p>（3）教育の質の確保</p> <p>基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の確保を図る。なお、待機学生の解消に係る対策の取組みの実施にあたっては、資格取得率や航空会</p>

社等への就職率が極端に低下することがないよう継続的にモニタリングを行い必要に応じて追加の対策を講じること。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸・評価指標等）

- ・ 過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートにおいて、80%以上の肯定的な評価

#### （4）私立大学等の民間養成機関への技術支援及び裾野拡大

① 民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、訓練遅延 解消後は、他の養成機関の要望に応じ、学科訓練の提供、教官訓練の受託等の更なる支援を検討の上、積極的に実施することで我が国養成機関の技術の底上げを図ること。

② 操縦士は極めて高度な技量かつ判断能力等を求められる職業であり、その質 を確保するためには、志望者数を維持する必要があるが、我が国の人口動向を踏まえると、裾野拡大が重要である。そのため、大学校が実施する操縦訓練への理解及び将来を担う操縦士の確保に向けた取組として、航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催する等により、航空の裾野拡大に取り組むとともに地域住民等から継続的に理解を得ることに努める。

また、大学校において低調となっている女性学生の比率を上げ、我が国航空業界全体の女性操縦士の活躍を牽引することが期待されていることから、「航空整備士・操縦士の人材確保・活用に関する検討会 最終とりまとめ」に記載された取組（受け入れ体制の充実とその後の女性枠の設置等）を着実に進める。（7頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸・評価指標等）

- ・ 航空思想の普及・啓発のための行事を年16回程度開催

### 第5 財務内容の改善に関する事項

#### （2）自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）や「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」（平成26年7月）等を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については、直接訓練経費の3分の2とする。なお、受益者負担については、令和6年度に直接訓練経費の55%から3分の2へ引き上げたところであるが、民間養成機関の状況や学生の負担感を勘案したうえで、今後も継続的に検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。また、前中期目標期間中においては、待機学生への対応を優先し、訓練の受託等により自己収入を得ることが困難であったところ、今中期目標期間中においては、訓練遅延の解消を最優先に、訓練の受託等により自己収入の拡大に向けて取り組み、自己収入額を前中期目標期間中の実績額より倍増させる。（9頁）

### 第6 その他業務運営に関する重要事項

#### （3）人材の確保・育成

高齢化が見込まれる中で高度で専門的な技能を要する教官を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修、事務職員の定期的な異動も考慮し

た組織運営（業務のマニュアル化、専門的な知見を有する契約職員の活用）等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。また、国または大学、民間等との人事交流を促進することにより、内部組織の活性化を図る。（9頁）

（4）施設及び設備の整備

大学校の目的の確実な達成のため、必要となる施設及び設備に関する整備計画を策定する。特に学生寮については、施設の老朽化が著しく、共同部屋は現代の若者の生活スタイルや価値観とはなじまないものとなっていることから、個室化を前提とした更新について検討すること。（10頁）

（6）新たな社会ニーズ、環境変化への対応

2030年以降の次期中期目標の到来に備え、当該目標を設定する国の主導のもと、将来の社会情勢、航空業界の状況、他の養成機関の能力、我が国操縦士養成に係る社会的ニーズ、世界の動向等を見極め、大学校に期待される役割、養成規模、より効率的な訓練手法・不測の事態が発生した場合の代替基地の検討その他社会ニーズに適應するための必要な取組みについて、検討を継続すること。（10頁）

【自動車技術総合機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ OBD 検査制度について、日本が先行して検査を実施していることを踏まえ、今後の国際的な基準作りに結び付くように、国産車・輸入車の検査におけるノウハウや課題の洗い出しを実施するとともに、引き続き検査実績や課題等に関する国際的な情報提供・発信を積極的に実施することを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(2) 自動車の審査業務の高度化</p> <p>②検査における基準適合性審査</p> <p>自動運転などの進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。</p> <p>特に、令和6年より開始されたOBD検査については、その運用等に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理しているところ、自動車整備事業者、軽自動車検査協会及び自動車機構の各検査実施機関が確実に合否判定を行えるよう、これらの情報の適切な管理・提供を確保するとともに、技術情報管理及び自動車整備事業者が検査等を行うために構築しているOBD検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検整備及び検査を適切に行える環境を整備すること。</p> <p>また、地方検査部等においても、OBD検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な自動車整備事業者における運用状況調査や当該技術情報の提供等に係る自動車整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を強化すること。</p> <p>さらに、OBD検査制度について、車両から読み出す情報の拡充やその活用などにより、国土交通省が行う自動車技術の高度化に対応した施策の展開を支援すること。加えて、我が国のOBD検査制度について、<u>国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地域の検査機関等に対するOBD検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。（5～6頁）</u></p>
<p>○ OBD 検査について、今後様々なデータの蓄積がなされるものと考えられるところ、検査から得られたデータの利活用に関することを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援</p> <p>(2) 自動車の審査業務の高度化</p> <p>②検査における基準適合性審査</p> <p>自動運転などの進展する自動車技術に対応するため、審査事務規程の改訂や検査業務の実施方法の高度化を図ること。</p> <p>特に、令和6年より開始されたOBD検査については、その運用等に必要な技術情報を自動車機構が一元的に管理しているところ、自動車整備事業者、軽自動車検査協会及び自動車機構の各検査実施機関が確実に合否判定を行えるよう、これらの情報の適切な管理・提供を確保するとともに、技術情報管理及び自動車整備事業者が検査等を行うために構築しているOBD検査システムの利便性の向上を図るなど、自動車整備事業者が必要な点検整備及び検査を適切に行える環境を整備すること。</p> <p>また、地方検査部等においても、OBD検査のために必要となる技術情報の適正な管理・提供の確保に必要な自動車整備事業者における運用状況調査や当該技術情報の提供等に係る自動車整備事業者への技術的支援等が対応可能な体制を強化すること。</p> <p>さらに、OBD検査制度について、車両から読み出す情報の拡充やその活用などにより、国土交通省が行</p>

	<p>う自動車技術の高度化に対応した施策の展開を支援すること。加えて、我が国の OBD 検査制度について、国際自動車検査委員会（CITA）その他の国際会議等において普及活動を行うとともに、アジア・オセアニア等我が国の自動車メーカーが生産・販売した車両が普及している地域の検査機関等に対する OBD 検査等に係る技術的協力の可能性を検討するなど、検査の海外展開推進の支援に努めること。（5～6 頁）</p>
<p>○ 国からの出向職員と法人採用職員の配置バランスを踏まえた業務運営や研修の実施体制の充実、特に OBD 検査に対する研修プログラムの実施など個々の取組は行われているものの、「人材確保・育成方針」の策定は引き続き検討中となっていることから、検査・審査業務を担う人材のほか IT 人材も含めた人材の確保・育成に関し、職員の成長実感・モチベーションの向上といった点にも配慮しつつ、速やかに策定し、同方針に沿って計画的に取組を進めていくことが必要ではないか。</p>	<p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(3) 人材確保、育成及び職員の意欲向上</p> <p>自動車機構の役割に合致した人材の確保のため、採用分野の拡大等を図ること。</p> <p>また、国からの出向職員と自動車機構採用職員との効果的な配置により、職員の能力発揮や意欲向上、組織力の強化を図ること。さらに、研修の実施体制の充実及び DX に対応すべく IT 人材の育成を進めるとともに、関係機関等との人事交流の拡大等に取り組むこと。交通安全環境研究所においては、基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表等を通じて、人材育成に取り組むこと。</p> <p><u>さらに、職員の満足度（ES）及びエンゲージメントを高めるため、柔軟な職務体系や勤務環境を整備するとともに、働き方改革を推進すること。</u></p> <p><u>上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を必要に応じて改正すること。（10 頁）</u></p>

【水資源機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 気候変動による異常渇水・異常洪水の発生等が増加する中で、これまでに法人が蓄積してきた利水・治水に係る専門技術的な能力や経験は非常に重要なものであることから、このような公共インフラの管理機関としての法人の役割や、業務を通じて得られる能力・経験等の魅力を通じて効果的に発信し、人材確保につなげることを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6-2 広報・広聴活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。  その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。また、関係者との対話や広報誌等を通じた広聴活動を行うこと。  さらに、<u>職員の働く姿を発信するなど、機構の魅力を積極的に発信することで社会における認知度や信頼度を高め、業務運営に必要な人材の確保につながるよう、広報と採用が一体となった効果的な取組を図ること。</u>（14～15頁）</li> </ul> <p>6-3 その他当該中期目標を達成するために必要な事項</p> <p>(4) 人材の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通年の経験者採用の実施、「人財育成プログラム」に基づく研修やOJTの実施、DX推進による業務の効率化や多様な働き方への対応、職場環境の改善などを通じて、<u>機構の組織機能や水資源開発施設の適切な管理が維持できるよう、計画的な人材の確保・育成に取り組むこと。</u>  また、研修等による高度な専門知識の習得、ITリテラシーの向上、蓄積されたノウハウの次世代への承継の促進を図ること。（15～16頁）</li> </ul>

【空港周辺整備機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 滑走路増設に伴い今後環境対策事業等の需要が増えていくことが想定されるが、引き続き文書の電子化やデータベース化に取り組みながら、事業承継に影響を及ぼさないように承継に向けた準備を着実に進めるとともに、福岡国際空港株式会社との協議に向けた「機構廃止に向けた全体計画（仮称）」を念頭に具体的な取組を行うことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項            (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進            国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上の文書の電子化やデータベース化に取り組みながら、事業承継に影響を及ぼさないよう、承継に向けた準備を着実に進めること。また、機構の廃止及び運営権者との協議に向けて課題や具体的な取組等をまとめた「機構廃止に向けた全体計画」を策定した上で、同計画に基づき、運営権者との協議等を通じて、円滑に環境対策事業の承継を行うこと。(7頁)</p>
<p>○ (廃止に向けて業務を進めるという特殊な条件下とはいえ) 職員のモチベーションの維持・向上に向けた具体的な取組を行うことについても、他の法人の参考にもなり得ることから、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項            (1) 内部統制の充実・強化  <u>内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。</u>  <u>指示の伝達・情報共有、人材育成及び職員のモチベーション維持・向上等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。(6頁)</u></p>

【日本高速道路保有・債務返済機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 法人が国又は高速道路会社からの短期出向者で構成されていることを踏まえ、業務の継続性の観点から組織力向上と職員間のノウハウの承継につながる取組や、専門人材の確保の観点から更なる民間人材の活用について具体的に検討することが必要ではないか。</p>	<p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>8 人事に関する事項</p> <p>① <u>機構の業務に必要な能力・専門性を向上させるため、外部専門人材の確保・活用も含めた育成・確保を計画的に行い、機構の組織力向上と職員間のノウハウの承継を図ること。</u>          また、職員の能力発揮や意欲向上に努めるとともに、ダイバーシティの推進、ワークライフ・バランスの推進やコンプライアンスの徹底などに積極的に取り組むこと。（13～14頁）</p>
<p>○ 法人が今後の金利変動や資金調達環境の変化に対応するため、外部人材の活用を行うとともに、主務省と十分にコミュニケーションを取りながら、安定的な資金調達や調達計画の柔軟性を高める手法について検討することが必要ではないか。</p>	<p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>⑥ <u>債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、長期的な観点から、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減や効率的な債務返済を継続的に行うため、金利の変動状況等に応じた適時適切な調達年限の設定や調達手段の選定を行うことにより、支払利子の圧縮に努めるとともに、今後の金利変動や資金調達環境の変化に対応するため、国と連携して、より安定的な資金調達や柔軟な調達計画について検討すること。</u>また、会社の資金調達について、会社から引受ける債務を含めた機構の資金調達需要の平準化を図るため、資産帰属計画の活用や会社発行債券の発行年限等の調整を行うため、会社との資金調達に関する情報共有及び共通課題の検討等を実施すること。（6頁）</p> <p>（再掲）</p> <p>VI その他業務運営に関する重要事項</p> <p>8 人事に関する事項</p> <p>① <u>機構の業務に必要な能力・専門性を向上させるため、外部専門人材の確保・活用も含めた育成・確保を計画的に行い、機構の組織力向上と職員間のノウハウの承継を図ること。</u>          また、職員の能力発揮や意欲向上に努めるとともに、ダイバーシティの推進、ワークライフ・バランスの推進やコンプライアンスの徹底などに積極的に取り組むこと。（13～14頁）</p>

【国立環境研究所】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 国際的な環境研究への積極的な参画等を通じて、環境研究での我が国のプレゼンス向上を図りつつ、地球規模の環境に関する社会課題の解決に貢献していくため、国内外の大学や研究機関、民間企業等との連携を更に強化していくことが必要ではないか。</p>	<p><b>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b></p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(2) 環境研究分野それぞれを中核とした研究・技術開発の戦略的推進          推進戦略で提示する社会像の実現に向け、環境研究の柱となる4つの分野と、地域社会の関係主体と協働してより統合的・実践的な取組を推進する分野を設定し、(5頁)</p> <p>(中略)</p> <p>これらに加えて、<u>今後も我が国が環境科学分野における牽引役となりうるよう、分野横断的に、環境科学に関する知的研究基盤の整備を推進する。</u>(6頁)</p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;          (評価軸)</p> <p>○知的基盤整備における実施事項は十分な独自性を有し、高い水準で実施されたといえるか</p> <p>○事業的取組は計画に沿って主導的に実施されているか          (評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業的取組の実施状況</li> <li>・実施内容の学術的水準・規模</li> <li>・実施内容の希少性</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価における評点 等</li> </ul> <p>(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進          推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省をはじめとした関係省庁や大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。</p> <p>そこで、<u>国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第6期科学技術・イノベーション基本計画や統合イノベーション戦略2025(令和7年6月6日閣議決定)を踏まえ、国内外機関との連携の強化や研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、以下の取組を行う。</u></p> <p>① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境研究における中核的研究機関として、<u>国内外の大学や他の国立研究開発法人、地方環境研究機関との共同研究・研究交流等や、民間企業との連携・ネットワーク構築を推進する。また、国環研の地方拠点等も活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO、市民等を含む多様な関係主体との協働を推進する。</u></li> <li>・国際連携に関しては、<u>環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した</u></li> </ul>

支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組むほか、国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動に参画し、国環研の研究成果と能力を活かした積極的な貢献を果たす。(8～9頁)

<関連する評価軸・評価指標等>  
(評価軸)

○中核的研究機関としての役割を發揮しているか

○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか

○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか

(評価指標)

【評価指標】

- ・誌上発表、口頭発表の状況
- ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況
- ・職務発明の認定件数、知的財産の保有状況、特許等の実施状況
- ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況
- ・成果の集積、情報基盤の構築状況
- ・外部機関との共著率
- ・国際機関等の活動への参加・協力
- ・学術的な会議や学会等での活動・貢献状況
- ・環境政策をはじめとした政策貢献の状況 等

【モニタリング指標】

- ・誌上・口頭発表件数
- ・共同研究契約・機関数
- ・地方環境研究所等との共同研究数
- ・協力協定数・大学との交流協定数
- ・大学の非常勤講師等委嘱数
- ・客員研究員等の受入数
- ・外部からの研究者・研修生の受入数
- ・一般向け講演・ワークショップ等の数
- ・招待講演数
- ・誌上・口頭発表・研究業績等に対する受賞数
- ・各種審議会等の委員数 等

○ 法人の活動を通じ、国や地方の環境政策の推進に一層貢献していく観点から、適切な業務の優先順位付けの下で、必要十分な評価軸及び評価指標を設定することが重要ではないか。

**第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項**

第6期中長期目標期間においては、(中略) 1. (1) 及び3. を重要度「高」と設定して集中して取り組むこととする。(4頁)

1. 環境研究に関する業務

(1) 重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

第六次環境基本計画が提示する環境・経済・社会の統合的向上を目指す持続可能な「循環共生型社会」の具体化・実現において、科学的側面からの課題解決を先導的に推進するべく統合型研究プログラムを設定し、(2)の取組と密な連携のもとで、統合的な観点での研究開発を推進する。

(略)

【重要度：高】 【困難度：高】

重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため重要度は高い。(5頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○課題に対して十分な取組みが行われ、成果が得られているか

(評価指標等)

- ・具体的な研究開発成果
- ・課題に対する取組の進捗状況
- ・外部研究評価委員会からの主要意見
- ・外部研究評価における評点 等

3. 気候変動適応に関する業務

適応法に基づき、国、地方公共団体、事業者、国民の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に一体的・総合的に取り組む。

適応法施行5年を経て適応施策及び研究が一定程度進展してきた状況を踏まえ、今期は中でも特に、研究成果の社会実装及び適応策の実践強化を推進していく。(11頁)

(略)

【重要度：高】

気候変動適応に関する調査研究・技術的支援等の取組は、喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。(13頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○適応に関する情報基盤として適切に関連情報の収集・整理・提供がなされているか、また地方公共団体等への技術的援助が適切になされているか

○適応に関する研究開発が適切になされているか

(評価指標等)

	<p>【評価指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体による気候変動適応策に対する技術的援助等の状況</li> <li>・気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況</li> <li>・研究開発の実施状況</li> <li>・外部研究評価委員会からの主要意見</li> <li>・外部研究評価の評点 等</li> </ul> <p>【モニタリング指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等）の件数</li> <li>・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数</li> <li>・新たに収集・整理し、気候変動適応情報プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数（A-PLAT、AP-PLAT、SNS 発信数等）</li> <li>・気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT、AP-PLAT 等）へのアクセス数</li> <li>・誌上・口頭発表件数、研究データの報告件数 等</li> </ul>
<p>○ データ収集及び管理の一元化等を一層推進するとともに、それらを国内外の研究機関や国際機関等に対して戦略的に提供していくことで、国内外の環境研究におけるハブとしての役割を果たしていくことが必要ではないか。</p>	<p><u>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p>2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務</p> <p>(1) 環境情報の収集、整理及び提供</p> <p><u>国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、国環研ウェブサイトや「環境研究共創拠点」を通じて提供する。</u></p> <p><u>これまで運用してきた環境情報を発信する総合的なウェブサイト「環境展望台」は、近年の多様化するユーザーニーズに応えるべく発展的に解消し、必要な機能・コンテンツを環境研究共創拠点等へ移行し、各種情報・データ全体のアクセシビリティ及びユーザビリティの向上やオープンデータ化に取り組む。（10頁）</u></p> <p>&lt;関連する評価軸・評価指標等&gt;</p> <p>(評価軸)</p> <p>○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか</p> <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理情報システム（GIS）等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況</li> <li>・環境に関する情報発信・提供に関する状況 等</li> </ul>
<p>○ 地球規模の環境に関する社会課題の解決に向けて、環境研究がより広範になる中、国内外の環境研究への貢献についての情報発信を強化していくことが必要ではないか。また、こうした取組等を通じ、様々な環境分野の研究人材等を確</p>	<p><u>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</u></p> <p>1. 環境研究に関する業務</p> <p>(4) 国内外機関との連携の強化及び政策貢献を含む社会実装の推進</p> <p>① 中核的研究機関としての国内外機関及び関係主体との連携の組織的推進</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の大学との連携においては、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究</li> </ul>

保・育成していくことが重要ではないか。

人材の育成にも取り組む。(9頁)

② 成果の社会還元及び社会実装

- ・ 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上发表件数及び口頭発表件数について第5期中長期計画期間中と同程度の水準を目安として推進するとともに、学協会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。
- ・ 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要となる科学的な事項の検討に貢献し、政策貢献等を通じて、研究開発成果の社会実装を推進する。
- ・ データベース、保存試料、環境標準物質等の外部研究機関等への提供に努める。
- ・ 知的財産については、知的財産ポリシーに基づいて、知的財産マネジメントを行う。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第34条の6第1項の規定に基づき、国環研が所有する知的財産又は国環研に関連する技術・知識等の研究成果を活用したスタートアップ等の育成・支援のための組織的な取組を行う。（9頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

- 中核的研究機関としての役割を發揮しているか
- 様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか
- 環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか

【評価指標】

- ・ 誌上发表、口頭発表の状況
- ・ 大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況
- ・ 職務発明の認定件数、知的財産の保有状況、特許等の実施状況
- ・ 国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況
- ・ 成果の集積、情報基盤の構築状況
- ・ 外部機関との共著率
- ・ 国際機関等の活動への参加・協力
- ・ 学術的な会議や学会等での活動・貢献状況
- ・ 環境政策をはじめとした政策貢献の状況 等

【モニタリング指標】

- ・ 誌上・口頭発表件数
- ・ 共同研究契約・機関数
- ・ 地方環境研究所等との共同研究数
- ・ 協力協定数・大学との交流協定数

- ・大学の非常勤講師等委嘱数
- ・客員研究員等の受入数
- ・外部からの研究者・研修生の受入数
- ・一般向け講演・ワークショップ等の数
- ・招待講演数
- ・誌上・口頭発表・研究業績等に対する受賞数
- ・各種審議会等の委員数 等

## 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務

### (2) 広報・アウトリーチ活動

・プレスリリース、ホームページ、SNS 等を組み合わせたクロスメディア戦略により、国民にわかりやすく最新の情報発信する。

・ホームページ改善を進め、利用者の利便性向上と迅速な情報提供を図る。

・シンポジウムや施設公開を通じ、成果を直接国民に届ける場を創出する。

・見学対応や講師派遣などのアウトリーチ活動を積極展開し、双方向の対話を促進することで、社会の声を研究へ反映し、国民との信頼関係を深める。

・上記の取組等を通じ、研究所を支える優秀な次世代人材等の育成・確保にもつなげていく。(10~11 頁)

### <関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○研究成果を適切に発信しているか

○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか

(評価指標等)

#### 【評価指標】

- ・情報発信の取組状況
- ・イベント等への取組状況 (オンラインを含む) 等

#### 【モニタリング指標】

- ・環境に関する情報発信数 (記事の公開、データセットの公開、メルマガの発信数を含む)
- ・機関リポジトリからの公開コンテンツ数
- ・研究データへの DOI 付与数
- ・プレスリリース件数
- ・HP からの公開コンテンツ数・SNS 投稿数
- ・メディア露出数
- ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数
- ・公式 SNS アカウントの登録者数
- ・講師派遣等の状況
- ・研究所視察・見学受け入れ数 等

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

### 2. 人事の最適化

#### (1) 優れた人材の確保

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第15条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や優れた人材の確保等に努め、研究の活性化を促進する。事務系職員についても、適正な組織運営及び研究成果の最大化に貢献するべく、経験者採用も含めた積極的な職員採用等を進め、優れた人材の確保に努める。(16～17頁)

#### (2) 若手研究者等の能力の活用

若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進するため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第24条に基づく「人材活用等に関する方針」(平成23年2月3日国環研決定)等に基づいて取組を進める。

また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。(17頁)

#### <関連する評価軸・評価指標等>

##### (評価軸)

○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が実施されているか

○研究活動に関する人材の採用・活用は適切に実施されているか

○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか

○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか

##### (評価指標)

・クロスアポイントメント制度の導入・運用状況

・年俸制の導入・運用状況 等

・常勤職員の採用・活用状況

・研究系契約職員の採用・活用状況

・客員研究員等、外部の研究者の活用状況 等

・外国人研究者に係る職場環境整備の状況

・男女共同参画等に係る職場環境整備の状況 等

・人材活用方針に基づく取組の実施状況 等